主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田坂戒三の上告理由第一点(補述を含む。)、第二点について。

原審が所論の各投票を参加人に対する有効投票とした認定判断は、挙示の証拠に 照らして正当として首肯することができ、その過程にも違法は認められない。論旨 は採用することができない。

同第三点について。

原判決別紙目録九の投票の裏面の記載および同目録一〇の投票の「D」の文字の下に記載された斜線を意識的他事記載と認め、右各投票を無効と解した原審の判断は、正当であつて、原判決に所論のような違法はない。論旨は採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

_		朝	上	村	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
雄		信	Ш	小	裁判官